

1 議事日程(2日目)

[平成16年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成16年9月6日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第45号 市道路線の廃止について
日程第2 議案第46号 市道路線の認定について
日程第3 議案第47号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について
日程第4 議案第48号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第49号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第50号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第51号 太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第52号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第53号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について
日程第10 議案第54号 平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第1号)について
日程第11 議案第55号 平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
日程第12 議案第56号 平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について
日程第13 請願第9号 太宰府市は、坪30万円で取得した公有地を業者に、坪16万円で払い下げを行い7階建高層マンション建設を計画中であり、私たち住民の居住権保障のため払い下げ中止を求める請願
日程第14 請願第10号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書
日程第15 意見書第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである(20名)

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番 | 力丸義行 | 議員 |
| 3番 | 後藤邦晴 | 議員 | 4番 | 橋本健 | 議員 |
| 5番 | 中林宗樹 | 議員 | 6番 | 門田直樹 | 議員 |
| 7番 | 不老光幸 | 議員 | 8番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番 | 大田勝義 | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵 | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一 | 議員 | 14番 | 佐伯修 | 議員 |
| 15番 | 安部陽 | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美 | 議員 | 18番 | 岡部茂夫 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志 | 議員 | 20番 | 村山弘行 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(22名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	地域振興部長	石橋正直
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
建設部長	富田讓	上下水道部長	永田克人
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	花田勝彦
総務部次長	松田幸夫	地域振興部次長	三笠哲生
健康福祉部次長	村尾昭子	総務課長	松島健二
行政経営課長	宮原仁	財政課長	井上義昭
観光課長	木村甚治	建設課長	武藤三郎
上下水道課長	宮原勝美	学校教育課長	花田正信

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長	白石純一
議事課長	木村洋
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也
書記	高田政樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第45号 市道路線の廃止について

議長（村山弘行議員） 日程第1、議案第45号「市道路線の廃止について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第45号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第2 議案第46号 市道路線の認定について

議長（村山弘行議員） 日程第2、議案第46号「市道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第46号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第3 議案第47号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について

議長（村山弘行議員） 日程第3、議案第47号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第47号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第4 議案第48号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第4、議案第48号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時02分

~~~~~

日程第5 議案第49号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第5、議案第49号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時02分

~~~~~

日程第6 議案第50号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の

一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第6、議案第50号「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時04分

~~~~~

日程第7 議案第51号 太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第7、議案第51号「太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、条例の新旧対照表というのが議会で配付をされました。落成式も近く、またこの開館もなるわけですが、まずこの部分について、消費税はまず内税にすべきでなかったのかという問題です。この使用料について、これは外税になっておりますが、法律改正が内税になっておりますが、こういう太宰府市の条例で、まだここでは外税になっておることが1点です。

それから、この問題について担当部と協議の結果わかったことなんですが、別表第3の第6条関係、附属施設等使用料で、音響設備。当然公共施設をつくれれば音響装置は必要なんですが、これを見ますと、ダイナミックマイクが1本100円とか、ワイヤレスマイク100円、ブームスタンドが50円と、こういうふうな状況になっております。こういう状況について、ブームス

タンドに50円だとか、ダイナミックマイクが100円だとか、こうなってるのは、当然公共施設の音響ではもう附属施設として、取るべきではないんじゃないかと考えておりましたら、このダイナミックマイクは特殊なマイクであるということで、またワイヤレスマイクについてはよくわかりませんが、こういう音響設備の当然附属的なものについては、やはり利用料の中に含めるべきじゃないかと。私ども商工会館をお借りしたり、また筑紫野市の生涯学習センターをお借りするわけですが、こういういろんな器具を借りても利用料の中に含まれてるわけですが、こういう状況がありますので、今の段階では条例化してありますが、将来はどうするのか。

それから、やはり持ち込みのところ、その他ですが、お茶の関係で、こういう持ち込んだときには大変高い500円だとか、それからポットなんかを持ち込んで、ほかはよくわかりませんが、こういう利用料も取るという問題ですが、こういうものも将来見直すべきじゃないかというふうに考えております。

つくったもののその都度使用料が要するという問題については、ある一定検討する余地があるんじゃないかと思っておりますので、地域振興部の方はどういうふうにお考えになっているのかを伺っておきたいということです。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 別表第3、附属設備等使用料に係ります消費税の取り扱いについてでございますけども、中央公民館、それからいきいき情報センター等の使用料に倣いまして、施設使用と同様に各備品に係る使用料の額は消費税を含まない額で定めております。備考欄で消費税相当額の100分の105を乗じることといたしております。また、周知していきます料金一覧表におきましては、消費税相当額を含めた額で表示することといたしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、附属設備等の使用料についてでございますけども、常時備えております各施設内の備品、例えばテーブル、いす、スタンドマイク等につきましては、使用料をいただかないでサービスをしていくこととしておりますので、あわせてご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

議案第51号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第8 議案第52号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第8、議案第52号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第52号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第9 議案第53号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について
議長(村山弘行議員) 日程第9、議案第53号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

11番山路一恵議員。

11番(山路一恵議員) 10款教育費の中学校給食に関するアンケート調査委託料について質問をいたします。

まず、1点目に実施の対象と調査方法について、それから2点目に配布、回収から結果公表までのスケジュールについてご説明をお願いいたします。

議長(村山弘行議員) 教育部長。

教育部長(松永栄人) 中学校給食に関するアンケート調査委託料についてご答弁申し上げます。

アンケートの対象者としたしましては、小学校の5、6年生約1,200人、中学校1、2年生約1,100人及びそれらの保護者、それから中学校教師約120人、さらに一般市民の意向、考えなどを知るために、住民基本台帳から無作為に抽出しました20歳以上の男女2,000人の総計約6,600人を対象としたアンケート調査を考えております。

それから、2点目のスケジュールにつきましては、予定といたしまして、11月中の二、三週間程度をかけたアンケート調査を実施し、その後集計作業や分析作業を行い、今年度内の早い時期に報告書の作成を完了する計画でございます。

以上でございます。

議長(村山弘行議員) 11番山路一恵議員。

11番(山路一恵議員) 今の説明の中で、小学校5、6年生1,200人、中学校1、2年生1,100人とそれらの保護者というご説明でしたけれども、小学校5、6年生の保護者についても実施をされるのかどうかの確認が1つ。それから、今回のアンケート調査を行うに至った経緯の中で、中学校給食を実施する方向性があるということで今回調査を実施されるのかどうか、その意向についてお伺いします。

議長(村山弘行議員) 教育部長。

教育部長(松永栄人) 1点目の小学校5、6年生、中学校1、2年生の保護者についてはどうかということですが、児童・生徒の保護者で重複されるといいますか、そういう方についてはどちらかということ考えております。

それから、経緯の中での中学校給食の意向ということですが、今後の中学校給食のあり方について、関係者の意向調査をすることを目的として調査をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 濟いません、ちょっと私質問を間違えておりました。小学校5、6年生も実施するのかどうかについて再度お伺いします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 小学校の5、6年生約1,200人も対象として考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

議案第53号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~

日程第10と日程第11を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第10、議案第54号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について」及び日程第11、議案第55号「平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10及び日程第11を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第54号及び議案第55号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第12 議案第56号 平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について

議長（村山弘行議員） 日程第12、議案第56号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第56号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第13 請願第9号 太宰府市は、坪30万円で取得した公有地を業者に、坪16万円で払い下げを行い7階建高層マンション建設を計画中であり、私たち住民の居住権保障のため払い下げ中止を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第13、請願第9号「太宰府市は、坪30万円で取得した公有地を業者に、坪16万円で払い下げを行い7階建高層マンション建設を計画中であり、私たち住民の居住権保障のため払い下げ中止を求める請願」を議題とします。



紹介議員の説明を求めます。

19番武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） ただいま議長から請願の部分についてありましたが、この部分について少し、ちょっと経過を報告させていただきたいと思います。

皆さんのところに陳情第3号というのが配付をされておりますが、ここには関係者が地図をつけていただいておりますし、この日にちを見ていただくとわかると思いますが、市当局、それから議会には平成16年6月23日に陳情がなされております。こういう状況について、今年の6月の時点で、こういう公有地がマンション建設のために払い下げがなされると、こういう問題が起こりまして、市や議会の方に公有地の払い下げをしないでいただきたいという地元の陳情活動が行われ、その間に担当部や行政への陳情、要望を繰り返しておりました。私どもに、これは私どもの機関から、「地元の方がこういうマンション問題で困ってるので、ぜひ話を聞いていただきたい」という連絡がありました。そして、電話を差し上げたところ、「大変困っておられる、ぜひ話を聞いていただきたい」と。ちょうど参議院選挙もあっておりましたが、選挙期間中に地元の方がお見えになりまして、話を聞かせていただいたところでありました。

そういう状況の中で、地元の皆さんと庁議室をお借りして、市にどういう状況かという形で、私も市の話し合いの中に入れていただきました。そのときに出てきたのが、30万円で取得した土地を鑑定価格が16万円と出たので、これを払い下げをしたい。地元の方の皆さんにはご理解をと。この時点ではまだ契約はできておりませんでした。私も長い議員活動の中で、坪30万円するものを16万円で払い下げるとするのは、議員としてちょっと納得がいかないという発言をした経過があります。それで、少しこの30万円と、坪16万円についての少し内容の違いがありますので、所管委員会でも調べていただき、またこの請願の趣旨の中に関係地元住民の方も呼んでいただいて、ぜひ審議をしていただきたい。

それから、法律上ですが、もう8月18日に処分をしてるからもう終わったものというふうに解釈するというのは、地方自治法上に問題が出てきてます。こういう問題がありますので、その点を含めて今から説明をします。

今、陳情書にお配りしてる字図ですが、2筆ありまして、地番は2681 - 6、469㎡、それからもう一筆は2681 - 5の455㎡であります。合計、実測の結果、925.07㎡、こういうふうになりますが、これを購入したのは平成6年3月24日であります。農地で太宰府市が取得をいたしております。また、この問題については、14日の一般質問でも行いたいと思っておりますが、その当時、10年前ですが、㎡当たり10万6,000円で太宰府市が農地を取得をいたしております。坪に直しますと35万円です。2筆とも同じ評価農地を㎡当たり10万6,000円で取得しておりますので、取得価格については9,794万4,000円です。大変大きな金額であります。それから、平成6年度の決算を調べてみましたら、その当時の試掘料、それから鑑定料がこれ以外に含まれておりますが、現実なところ、今日の段階では取得費が9,794万4,000円、それを平成16年8月

18日に特定の不動産業者と地元の方々が払い下げをしないでいただきたい、防災公園にしてい  
たいただきたい、環境問題を守っていただきたいなど再三にわたる要望が行われて、話し合いの途  
中ですが、4,477万3,388円で払い下げをされました。ところが、地方自治法で一番大きな問題  
というのは、こういう公有財産を議会に承認を求めて、そしてその都度公有地の残高、そして  
処分高を決算時には必ず議会が承認をしなければならないという地方自治法があります。そし  
てまた、この公有財産を払い下げるときには、私も長い議会活動の中で、こんな問題が初めて  
明らかになりました。私としても反省をしています。やはり処分をするときには適正に処分を  
されたのかという監督義務を私自身が怠っていたという反省をいたしているところでありま  
す。

地方自治法の234条第2項により、この土地、9,794万4,000円も価値があったものを、しか  
も鑑定した結果、4,477万3,388円を随意契約、随意契約というのは地方自治法でできる金額は  
30万円であります。それがどういう理由でなされたのかも含めて地方自治法の1項、2項、3  
項、4項、5項、6項と、いろんな規定があるわけですが、委員会でもこの随意契約の基準を  
もとに審査をしていただければ地方自治法違反というのが出てくるわけであります。ぜひ、私  
こういう地元の皆さんの切実な願いでありますこの請願書、市は土地を処分してるからとい  
うことですが、当然やはりこういう半値以下で処分をしたことに対して、やはり議会としても審  
査をする、それから法律上に問題はなかったか、またこの問題が九州全域に、西日本新聞の1  
面に大きく報道をされておりました、議会が本当に住民の立場に立って審査をする必要がある  
と思っております。

また、請願の要旨については、1項、具体的に書かれておりますが、表題としての金額の訂  
正を本日させていただきますと思います。

また、理由として、本当に高層化されれば、この周辺の方々に対する日照被害の問題、それ  
から大変狭い道路であります。離合ができないという交通障害の陳情が出されております。そ  
れから、当然横に西鉄太宰府線が通っておりまして、この西鉄の太宰府線が道路よりも高くな  
っておりまして、大変大雨時にはこういう水害がその都度発生をしてるという問題、それから  
やはりプライバシーをどう守っていくかという問題、それからその近くの方々がマンションが  
建つために、建ったことによって大変、過去の問題で騒音、振動に悩まされたという問題、そ  
れに新たに6項では居住権や財産権、健康問題が出されております。ぜひこういう請願、市は  
土地はもう売ってしまったが、もうそれはしょうがないというんじゃなくて、私ども議員とし  
て認めた財産の取得、そしてこれが処分されるまでの責任、監督権を考えていただきたい。で  
きればこの土地、やはり瑕疵があったという立場に立つならば契約を破棄をしていただいて、  
そして防災公園や、そういう住民のために役立つような施策を講じるように所管委員会でも審  
査をしていただきたいということで、紹介議員としての説明を終わらせていただきます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第9号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第14 請願第10号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書

議長(村山弘行議員) 日程第14、請願第10号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

8番渡邊美穂議員。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

8番(渡邊美穂議員) 請願、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願につきまして趣旨説明をさせていただきます。

紹介議員は、山路一恵議員、私、渡邊美穂です。

請願者は、福岡県教職員組合筑紫支部、支部長船越達夫氏です。

政府は、この秋にも義務教育費国庫負担制度を廃止あるいは縮小する方針を打ち出しています。しかし、政府部内で所管の文部科学省は、この制度の廃止は義務教育の機会均等を脅かす可能性のあるものとして、財政面だけでの議論では済まないということを明言しています。

本制度は、昭和25年一たん廃止され、その結果、義務教育水準の地方格差の拡大及び実学級数当たりの教員数の減少などが起こり、3年後に再度制定されたという経緯をたどっています。

お手元にお配りした資料にあるように、もし全額税源移譲された場合、住民税で試算すると、大都市である東京都は現在よりも増加し、当福岡県においてはマイナス8.2%、約40億円の減額になる可能性があります。一般財源化され、県が各市町村にこれまでの給与の国庫負担分を要求した場合、太宰府市では新たに15億3,680万円が必要になります。実際県は全額ではないにしろ各自治体に対して一部負担できないかということを打診してきています。現在、太宰府市をはじめとする多くの市町村は財源不足に悩んでおり、新たな財源確保は非常に困難な状況であるということは議員の皆さんご承知のとおりです。そうすると、自治体間での教員数などの格差が生まれ、本来守られなければならない日本国内における義務教育の機会均等が壊れることにつながります。

子どもたちの平等な教育を受ける権利を守るためにも、またこれ以上自治体への負担を増やさないためにも、義務教育費国庫負担について堅持するよう政府に対して要求するものです。

本市議会では、過去におきまして議論をいただき、昨年も全会一致で請願をご採択いただき

ました。ぜひ趣旨をご理解いただき、ご採択いただきますようお願いをいたしまして説明を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第10号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第15 意見書第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書

議長（村山弘行議員） 日程第15、意見書第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

2番力丸義行議員。

〔2番 力丸義行議員 登壇〕

2番（力丸義行議員） 「地方財政の充実・強化を求める意見書」、提出者は私力丸義行、賛成者は小柳道枝議員です。

なお、提出先は内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣です。

案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

昨年度の「三位一体改革」は、具体的な中身が年末に唐突に決定されたが、その内容が国庫補助負担金の削減に対して税源移譲が少額にとどまったことや、これを補うべき地方交付税についても大幅削減されたことから、自治体予算編成に大混乱をきたしたことは誠に遺憾である。

政府は、今年6月4日、経済財政諮問会議が提示した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」を閣議決定した。この中で、注目された「三位一体改革」では、税源移譲については「2006年度までにおおむね3兆円規模を目指す」とされているが、同時に地方6団体に対して補助金改革の具体案づくりを要請した。また、地方交付税についても「抑制する」と明記されている。

国庫補助負担金改革については、地方6団体が取りまとめた具体案に基づいて補助金改革が進められ、新年度予算もこれを受けて作成が開始されることとなる。「三位一体改革」は効率性や財政コスト削減という観点だけで論議されているが、地域住民が安心して暮らすのに欠かせない事業の確保や公共サービスの持つセーフティネット機能が担保されることが前提でなければならぬ。したがって、新年度予算編成の基調が、国の赤字の地方への押しつけとなるよ

うなことは許されない。

このような立場から、国の関係機関に対し、地方財政の充実・強化をめざして次のことを強く求める。

記。

1、2004年度予算における大幅な交付税削減が、自治体の予算編成に混乱を生じた結果をふまえて、2005年度予算案は、地方の意見を十分に聞いた上で対応し、地方への税財源移譲を実施するとともに、地方の自立が確保されるものとする。

2、国庫補助負担金の削減は、単なる数値合わせでなく、国の関与を廃止・縮小し、地方の裁量や自由度を拡大する視点から削減項目を選択すること。また、国庫補助負担金削減額に見合う税財源移譲を確実に実施すること。

3、税財源移譲を進めたとしても自治体間の財政力格差は存在するため、地方交付税制度の財源保障と財政調整の機能を堅持し、地方交付税の「総額」を絶対に確保すること。

以上、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第5号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は9月14日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時35分

~~~~~